

久慈広域連合からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した場合や、死亡した場合には、申請により保険料の減免を受けられることがあります。

対象者

- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者の事業収入等に係る所得が前年より 30%以上減少した方
(※本人の事業収入等に係る所得以外の所得合計額が 400 万円以上の場合は対象外)

対象となる保険料

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

申請期限

令和5年3月31日

申請に必要なもの

- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
→医師による死亡診断書や診断書の写し
- ・主たる生計維持者の事業収入等に係る所得が前年より 30%以上減少した方
→確定申告書の控えや帳簿などの写し等、収入減少したことがわかる書類
- ・振込口座がわかるもの（通帳等）

※減免額により還付が発生しない場合があります。

相談場所

久慈広域連合介護保険課 久慈市地域包括支援センター介護支援係（元気の泉内）
洋野町福祉課 野田村保健福祉課 普代村住民福祉課

問い合わせ先

久慈広域連合介護保険課 ☎0194-61-3355